

地域づくり活動を応援します

～ともに築く地域未来創造事業～

本市のまちづくりの主要テーマである市民力・地域力の向上を目指し、市民の皆さんの手でつくる魅力ある地域づくり活動を応援する「ともに築く地域未来創造事業」をぜひご利用ください。

地域づくり事業費補助金制度

○地域活性化支援事業

① 一般枠

住民自らが企画し主体的に行う次のア～ウの活動に補助金を交付します。ただし、施設整備はできませんのでご注意ください。

ア 地域の資源を活用、または能力を引き出し地域の魅力を高める活動

イ 地域の定住環境を高め、住みよい地域をつくる活動

ウ 住民相互の信頼と絆を強くするために、地域のコミュニティの活性化に取り組む活動

※市内各所で一般的に行われているものは対象外です。

◆補助額 補助対象経費の4/5以内（限度額50万円）

◆対象者 市内に在住、在勤または在学（高校生以上）する人で組織された団体やグループ。市外の人が含まれていても申請できます。

② 特別枠

上記一般枠に該当する事業のなかでも、本市の行政課題に合致する分野における積極的な取り組みについては「特別枠」とします。

◆補助額 補助対象経費の10/10以内（限度額50万円）

◆対象者 一般枠と同様です。

◆行政課題 令和7年度は「婚活支援」「国際交流」「温暖化対策」「移住推進」「子育て支援」です。

※地域活性化支援事業では、市の行政課題と合致する分野において、市民と行政とのパートナーシップの観点から、一定の役割を担うことができるNPOの設立に対しても助成します。この場合の補助額は、補助対象経費の10/10以内です（限度額20万円）。

○地域創造パートナーシップ事業

住民の地域づくり活動と一体的に行う施設整備に対し、補助金を交付します。ただし、公民館などの集会施設整備は対象外です。

◆補助額 補助対象経費の4/5以内（限度額300万円）

◆対象者 地域活性化支援事業と同様です。

【地域活性化支援事業、地域創造パートナーシップ事業共通】

地域づくり事業費補助金制度には申込期限（6月末と10月末）があります。ただし、申請金額が10万円以下の場合は、4月から令和8年1月まで申し込みできます。制度を利用する場合は、事前に総合政策課（市役所3階）へ相談の上、事業開始の時期を考慮して「地域づくり事業提案書」を提出してください。

※例えば4月に事業を実施する場合、前年の10月末までに提案書を提出する必要があります。

地域づくり事業費補助金制度

○安全・安心地域づくり事業

住民の自主的な防災対策に資する活動に必要な資機材の購入に対し補助金を交付します。

◆補助額 補助対象経費の4/5以内(限度額20万円)

◆対象 市内の自主防災組織

◆補助回数 1団体1回限り

◆申請方法 危機管理室(市役所3階)に備えてある申請書に記入の上、申請してください。申請書は市ホームページからダウンロードもできます。

◆申請期限 令和8年1月30日(金)

◆備品の一例 消火用具、救出・救護用具、給食・給水用具、情報収集・伝達用具など

※既存備品の維持修繕、備品整備後の維持管理費および備品の処分費については対象外です。

令和2年度から令和6年度までに補助を受けた団体は申請できません。

●お問い合わせ 危機管理室危機管理係 TEL内線3322

◆地域づくり事業費補助金を使った事業例

- ・地域の自然や景観・伝統芸能・食文化・歴史などを活かした体験教室やイベント
- ・健康・子育て・生きがいづくり・男女共同参画など、地域の課題解決を図る学習会やワークショップ
- ・婚活パーティ、国際交流イベントなど
- ・公園・交流広場などの整備、地域の歴史を伝える案内看板やモニュメントの設置など
- ・自主防災会で使う防災用の倉庫、消火器、担架、ヘルメット、発電機などの購入

まちづくりパートナー講座

市が現在どのような事業を進めているのか、これからどのようなことをしていくのかなど、市民の皆さんが日ごろ感じている疑問や質問にお答えするため、市の職員を講師として派遣し、市民の皆さんと一緒にまちづくりについて考えます。

◆日時 ○月～金曜日 : 午前8時30分～午後10時

○土・日曜日、祝休日 : 午前8時30分～午後5時

※1回につき2時間程度とします。

◆場所 申込者で手配をお願いします。

◆内容 総合政策課(市役所3階)、総合案内(市役所1階)、各地域公民館に備えてある要綱でご確認ください。市ホームページでもご覧になれます。

◆申請方法 申請書に記入の上、希望日の7日前までに担当課へ直接提出してください。

まちづくり大けやき大賞

市民の皆さんが取り組んだまちづくり活動のうち、市民に希望と活力を与え、本市のPRやイメージアップに貢献した個人や団体を表彰し、その功績をたたえます。

申請方法など詳しくは、総合政策課にお問い合わせください。



▲市ホームページ
はこちらから